

訪問介護事業所まごころ 指定居宅介護等事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、《株式会社まごころ》(以下、事業者という。)が設置する《訪問介護事業所まごころ》(以下、「事業所」という。)が行う指定障害福祉サービス事業(居宅介護)(以下、「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害児者(以下、「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する本事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 本事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 本事業の実施に当たっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 《訪問介護事業所まごころ》
- (2) 所在地 《滋賀県東近江市東沖野 2・4・3》

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名
サービスの利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等、サービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 従業者 常勤換算
居宅介護等計画に基づき、居宅介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員
事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) サービス提供日 営業日と同じとする。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時とする。

(居宅介護等を提供する主な対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④難病等対象者

(居宅介護等の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等計画の作成
- (2) 身体介護
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言等の便宜

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 事業者は、居宅介護等を提供したときは、利用者等から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない居宅介護等を提供したときは、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合には、利用者等から、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を受けることができるものとする。
- 4 前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該

サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東近江市とする。

(緊急時等の対応方法)

第10条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業者は、提供した居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、事業所において利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について

従業員への周知徹底

(業務継続計画の策定に関する事項)

災害等で業務の継続が危ぶまれることの無いように
業務継続計画の作成を推進することに努める

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(感染症対策に関する事項)

感染症等で業務の継続が危ぶまれることの無いように
業務継続計画の作成を推進することに努める

第14条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業員の勤務体制を整備すると

ともに、従業員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内 (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 事業者は、雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。
 - 5 事業者は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。
 - 6 この規程に定めるほか、事業所の運営に関する重要事項については、事業者と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、 令和 4 年 11 月 1 日から施行する。